

改 正 案

現 行

<p>（物干場その他の工作物） 第四条 景観法施行令（以下「令」という。）<u>第八条第四号ロ(2)の国土交通省令で定める工作物は、次に掲げるものとする。</u> 一・二 略</p>	<p>（物干場その他の工作物） 第四条 景観法施行令<u>第八条第四号ロ(2)の国土交通省令で定める工作物は、次に掲げるものとする。</u> 一・二 略</p>
<p>（物件の堆積の高さ） 第五条 <u>令第八号第四号ロ(4)の国土交通省令で定める高さは、一・五メートル以下とする。</u></p>	<p>（物件の堆積の高さ） 第五条 景観法施行令<u>第八号第四号ロ(4)の国土交通省令で定める高さは、一・五メートル以下とする。</u></p>
<p>（景観重要建造物等の所有者に対する損失の補償に係る収用委員会に対する裁決申請書の様式） 第十条 <u>令第十四条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第一のとおりとする。</u></p>	<p>（収用委員会に対する裁決申請書の様式） 第十条 景観法施行令<u>第十四条の国土交通省令で定める様式は、別記様式のとおりとする。</u></p>
<p>（認定申請書の様式） 第十九条 <u>法第六十三条第五項の国土交通省令で定める同条第一項の申請書は、別記様式第二による正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び別記様式第三による建築等計画概要書を添付したものとす</u> <u>る。</u>ただし、建築物の建築等の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できない場合には、当該建築物の建築等の規模にに応じて、<u>市町村長が適切と認める縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。</u> 一 建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物の位置を明示したものに限る。）で縮尺二千五百分の一以上のもの</p>	

二 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

三 当該敷地内における建築物の位置を表示する図面（申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低及び敷地の接する道路の位置を明示したものに限る。）で縮尺百分の一以上のもの

四 建築物の彩色が施された二面以上の立面図で縮尺五十分の一以上のもの

五 その他参考となるべき事項を記載した図書

六 前各号に掲げるもののほか、添付が必要なものとして市町村の条例で定める図書

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（認定証の様式）

第二十条 法第六十三条第五項の国土交通省令で定める同条第二項の認定証の様式は、別記様式第四のとおりとする。

2 前項の認定証の交付は、前条第一項の副本及び同項各号に掲げる図書を添付して行うものとする。

（通知書の様式）

第二十一条 法第六十三条第五項の国土交通省令で定める同条第三項の適合しないものと認めた旨及びその理由を記載した通知書の様式は、別記様式第五のとおりとする。

2 前項の通知書の交付は、第十九条第一項の副本及び同項各号に掲げる図書を添付して行うものとする。

3 法第六十三条第五項の国土交通省令で定める同条第三項の適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の様式は、別記様式第六のとおりとする。

（違反建築物の公示の方法）

第二十二條 法第六十四條第二項の国土交通省令で定める方法は、公報への掲載その他市町村長が定める方法とする。

(景観地区内における違反建築物の設計者等の通知)

第二十三條 法第六十五條第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第六十四條第一項の規定による命令（以下この条において「命令」という。）に係る建築物の概要

二 前号の建築物の設計者等に係る違反事実の概要

三 命令をするまでの経過及び命令後に市町村長の講じた措置

四 前三号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

2 法第六十五條第一項の規定による通知は、当該通知に係る者について建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）、建設業法（昭和二十四年法律第百号）又は宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）による免許、許可又は登録をした国土交通大臣又は都道府県知事にするものとする。

3 前項の通知は、文書をもって行うものとし、当該通知には命令書の写しその他の命令の内容を記載した書面を添付するものとする。

(工事現場における認定の表示の方法)

第二十四條 法第六十八條第一項の表示は、別記様式第七により行うものとする。

(形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置による損害の補償に係る収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第二十五條 令第十九條第一項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第八のとおりとする。

(形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置による損害の補償

に係る収用委員会に対する裁決申請書の添付書類)

第二十六条 令第十九条第二項の国土交通省令で定める図面は、建築物の付近の見取図、配置図及び各階平面図(同条第一項第五号の命令の内容に係るものに限る。)とする。

(景観地区内における違反工作物の工事の請負人の通知)

第二十七条 法第七十二条第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 景観地区工作物制限条例の規定による法第六十四条第一項の処分に相当する処分(第三号において「処分」という。)に係る工作物の概要
- 二 前号の工作物の工事の請負人に係る違反事実の概要
- 三 処分をするまでの経過及び処分後に市町村長の講じた措置
- 四 前三号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

(準景観地区を指定しようとする旨の公告)

第二十八条 法第七十四条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村長が定める方法で行うものとする。

- 一 準景観地区の名称
- 二 準景観地区の位置及び区域
- 三 準景観地区の面積

2 前項第二号の区域についての公告は、土地に関し権利を有する者が、自己の権利に係る土地が準景観地区に含まれるかどうかを容易に判断することができるよう、市町村長が定める方法により表示する図面で行うものとする。

(準景観地区の指定等の公告)

第二十九条 前条の規定は、法第七十四条第五項(同条第六項において

準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（地区計画等の区域内における違反建築物等の設計者等の通知）

第三十条 第二十三条第一項の規定は、法第七十六条第五項の処分が建築物の建築等に係る場合における同項の国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第二十三条第一項第一号中「命令（以下この条において「命令」という。）」とあるのは「地区計画等形態意匠条例の規定による法第六十四条第一項の処分に相当する処分（第三号において「処分」という。）」と、同項第三号中「命令」とあるのは「処分」と読み替えるものとする。

2 第二十七条の規定は、法第七十六条第五項の処分が工作物の建設等に係る場合における同項の国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第二十七条第一号中「景観地区工作物制限条例」とあるのは、「地区計画等形態意匠条例」と読み替えるものとする。

（書類の閲覧等）

第三十一条 法第八十条の国土交通省令で定める書類は、別記様式第三による建築等計画概要書及び別記様式第九による景観法令による処分の概要書とし、かつ、当該書類は、同条の処分に係る建築物若しくは工作物若しくは建築物若しくは工作物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとする。

2 別記様式第九による景観法令による処分の概要書には、法第六十三条第一項の認定その他法第三章の規定並びに当該規定に基づく命令及び条例の規定による処分の概要を記載するものとする。

3 市町村長は、第一項の書類を当該建築物又は工作物が滅失し、又は除却されるまで、閲覧に供さなければならない。

4 市町村長は、第一項の書類を閲覧に供するため、閲覧の場所及び閲覧に関する規程を定めてこれを告示しなければならない。

<p>(権限の委任)</p> <p>第三十二条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第四号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 法第六十五条第一項の規定による通知を受理し、及び同条第二項の規定により通知すること（国土交通大臣が講じた業務の停止の処分その他必要な措置に係るものを除く。）。</p> <p>二 法第七十二条第五項の規定による通知を受理し、及び同条第六項の規定により通知すること（国土交通大臣が講じた業務の停止の処分その他必要な措置に係るものを除く。）。</p> <p>三 法第七十六条第五項の規定による通知を受理し、及び同条第六項の規定により通知すること（国土交通大臣が講じた業務の停止の処分その他必要な措置に係るものを除く。）。</p> <p>四 法第七十八条第一項の規定による助言又は援助をし、及び同条第二項の規定により必要な勧告、助言又は援助をすること。</p>	<p>別記様式略</p>
<p>別記様式第一 略</p>	<p>別記様式略</p>
<p>別記様式第二～別記様式第九 【新設】</p>	<p>【新設】</p>

改 正 案	現 行
<p>（確認申請書の様式）</p> <p>第一条の三 略</p> <p>2 法第五十三条の二第三項（法第五十七条の二第三項、第六十七条の二第四項及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の適用がないとされる土地に建築する建築物に係る確認の申請書にあつては、現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面を添えるものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第六条の三第一項各号に掲げる建築物又は法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（以下この条において単に「認証型式部材等」という。）を有する建築物に係る確認の申請書にあつては、第一項、第三項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 認証型式部材等を有する建築物に係る確認の申請書 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる図書について</p>	<p>（確認申請書の様式）</p> <p>第一条の三 略</p> <p>2 法第五十三条の二第三項（法第五十七条の二第三項及び第六十七条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の適用がないとされる土地に建築する建築物に係る確認の申請書にあつては、現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面を添えるものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第六条の三第一項各号に掲げる建築物又は法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（以下この条において単に「認証型式部材等」という。）を有する建築物に係る確認の申請書にあつては、第一項、第三項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 認証型式部材等を有する建築物に係る確認の申請書 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる図書について</p>

一 はこれらを添えることを要せず、同表の(に)欄に掲げる図書については同表の(ほ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

(+) ~ (二)				(-)	
略	建築物を有する建築物の部分に掲げる建築物			令第三百三十六條の二の十一第一号	(い)
略				略	(ろ)
略				略	(は)
略	略	略		略	(に)
略	略	略		略	(ほ)

二・三 略
6 ~ 12

13 申請に係る建築物の敷地が都市計画法第八条第一項第十二号の緑化地域（以下この項において単に「緑化地域」という。）内にある場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十五条又は第三十六条の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一 はこれらを添えることを要せず、同表の(に)欄に掲げる図書については同表の(ほ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

(+) ~ (二)				(-)	
略	建築物を有する建築物の部分に掲げる建築物			令第三百三十六條の二の九第一号	(い)
略				略	(ろ)
略				略	(は)
略	略	略		略	(に)
略	略	略		略	(ほ)

二・三 略
6 ~ 12

13 申請に係る建築物の敷地が都市計画法第八条第一項第十二号の緑化地域（以下この項において単に「緑化地域」という。）内にある場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十五条又は第三十六条の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一・二 略

三 申請に係る建築物が都市緑地法第三十五条第六項若しくは第九項又は第四十二条各号に規定する建築物である場合

四 略

14 略

15 特定行政庁は、申請に係る建築物が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に適合するものであることについての確認をするために必要があると認められる場合においては、規則で、第一項、第三項、第四項又は第六項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

16・17 略

（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）

第三条 略

2・5 略

6 特定行政庁は、申請に係る工作物が法第八十八条第一項において準用する法第四十条又は法第八十八条第二項において準用する法第四十九条から第五十条まで若しくは第六十八条の二第一項の規定に基づく条例（

一・二 略

三 申請に係る建築物が都市緑地法第三十五条第五項若しくは第八項又は第四十二条各号に規定する建築物である場合

四 略

14 略

15 特定行政庁は、申請に係る建築物が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二若しくは第六十八条の九の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために必要があると認められる場合においては、規則で、第一項、第三項、第四項又は第六項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

16・17 略

（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）

第三条 略

2・5 略

6 特定行政庁は、申請に係る工作物が法第八十八条第一項において準用する法第四十条又は法第八十八条第二項において準用する法第四十九条から第五十条まで若しくは第六十八条の二の規定に基づく条例（法第八

法第八十八条第二項において準用する法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項から第三項までの規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

759 略

（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）

第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。ただし、当該変更により建築基準関係規定に係る変更（第十号に掲げる変更を除く。）が生じる場合においては、この限りでない。

- 一 敷地に接する道路の幅員及び敷地が道路に接する部分の長さの変更（都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第六十八条の九第一項の規定に基づく条例により建築物又はその敷地と道路との関係が定められた区域内にあつては敷地に接する道路の幅員が大きくなる場合（敷地境界線が変更されない場合に限る。）及び変更後の敷地が道路に接する部分の長さが二メートル（条例で規定する場合にあつてはその長さ）以上である場合に限る。）

二 四 略

五 建築面積が減少する場合における建築面積の変更（都市計画区域内

第十八条第二項において準用する法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項から第三項までの規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

759 略

（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）

第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。ただし、当該変更により建築基準関係規定に係る変更（第十号に掲げる変更を除く。）が生じる場合においては、この限りでない。

- 一 敷地に接する道路の幅員及び敷地が道路に接する部分の長さの変更（都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第六十八条の九の規定に基づく条例により建築物又はその敷地と道路との関係が定められた区域内にあつては敷地に接する道路の幅員が大きくなる場合（敷地境界線が変更されない場合に限る。）及び変更後の敷地が道路に接する部分の長さが二メートル（条例で規定する場合にあつてはその長さ）以上である場合に限る。）

二 四 略

五 建築面積が減少する場合における建築面積の変更（都市計画区域内

、準都市計画区域内及び法第六十八条の九第一項の規定に基づく条例により日影による中高層の建築物の高さの制限が定められた区域内において当該建築物の外壁が隣地境界線又は同一の敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分から後退しない場合及び建築物の建築面積の最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。

六 床面積の合計が減少する場合における床面積の変更（都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第六十八条の九第一項の規定に基づく条例の適用を受ける区域内の建築物に係るものにあつては次のイ又はロに掲げるものを除く。）

イ・ロ 略

七 十二 略

2 4 略

（許可申請書及び許可通知書の様式）

第十条の四 法第四十三条第一項ただし書、法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書若しくは第十二項ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第五十一条ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む

、準都市計画区域内及び法第六十八条の九の規定に基づく条例により日影による中高層の建築物の高さの制限が定められた区域内において当該建築物の外壁が隣地境界線又は同一の敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分から後退しない場合及び建築物の建築面積の最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。）

六 床面積の合計が減少する場合における床面積の変更（都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第六十八条の九の規定に基づく条例の適用を受ける区域内の建築物に係るものにあつては次のイ又はロに掲げるものを除く。）

イ・ロ 略

七 十二 略

2 4 略

（許可申請書及び許可通知書の様式）

第十条の四 法第四十三条第一項ただし書、法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書若しくは第十二項ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第五十一条ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む

。)、法第五十二条第九項、第十項若しくは第十三項、法第五十三条第四項若しくは第五項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号(法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。)、法第五十五条第三項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第五十九条の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十七条の二第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の二第二項、法第六十八条の七第五項又は法第八十五条第三項若しくは第四項の規定(以下この条において「許可関係規定」という。)による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式(法第八十五条第三項又は第四項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式)による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

255 略

(認定申請書及び認定通知書の様式)

第十条の四の二 法第四十四条第一項第三号、法第五十五条第二項、法第五十七条第一項、法第六十八条第五項、法第六十八条の三第一項から第三項まで、法第六十八条の四第一項、法第六十八条の五の四第一項若しくは第二項、法第六十八条の五の五、法第八十六条の六第二項又は令第一百三十一条の二第二項若しくは第三項の規定(以下この条において「認

。)、法第五十二条第九項、第十項若しくは第十三項、法第五十三条第四項若しくは第五項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号(法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。)、法第五十五条第三項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第五十九条の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十七条の二第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の二第二項、法第六十八条の七第五項又は法第八十五条第三項若しくは第四項の規定(以下この条において「許可関係規定」という。)による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式(法第八十五条第三項又は第四項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式)による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

255 略

(認定申請書及び認定通知書の様式)

第十条の四の二 法第四十四条第一項第三号、法第五十五条第二項、法第五十七条第一項、法第六十八条の三第一項から第三項まで、法第六十八条の四第一項、法第六十八条の五の四第一項若しくは第二項、法第六十八条の五の五、法第八十六条の六第二項又は令第一百三十一条の二第二項若しくは第三項の規定(以下この条において「認定関係規定」という。

定関係規定」という。)による認定を申請しようとする者は、別記第四十八号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2・3 略

(型式適合認定の申請)

第十条の五の二 法第六十八条の十第一項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による認定(以下「型式適合認定」という。)のうち、令第三百三十六条の二の十一第一号に規定する建築物の部分に係るものの申請をしようとする者は、別記第五十号の二様式による型式適合認定申請書(以下単に「型式適合認定申請書」という。)に次に掲げる図書を添えて、これを国土交通大臣又は指定認定機関(以下「指定認定機関等」という。)に提出するものとする。

一 四 略

五 前各号に掲げるもののほか、建築物の部分が令第三百三十六条の二の十一第一号に掲げる一連の規定に適合することについて審査をするために必要な事項を記載した図書

2 型式適合認定のうち令第三百三十六条の二の十一第二号の表の建築物の部分の欄の各項に掲げるものに係るものの申請をしようとする者は、型式適合認定申請書に次に掲げる図書を添えて、指定認定機関等に提出するものとする。

一・二 略

()による認定を申請しようとする者は、別記第四十八号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2・3 略

(型式適合認定の申請)

第十条の五の二 法第六十八条の十第一項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による認定(以下「型式適合認定」という。)のうち、令第三百三十六条の二の九第一号に規定する建築物の部分に係るものの申請をしようとする者は、別記第五十号の二様式による型式適合認定申請書(以下単に「型式適合認定申請書」という。)に次に掲げる図書を添えて、これを国土交通大臣又は指定認定機関(以下「指定認定機関等」という。)に提出するものとする。

一 四 略

五 前各号に掲げるもののほか、建築物の部分が令第三百三十六条の二の九第一号に掲げる一連の規定に適合することについて審査をするために必要な事項を記載した図書

2 型式適合認定のうち令第三百三十六条の二の九第二号の表の建築物の部分の欄の各項に掲げるものに係るものの申請をしようとする者は、型式適合認定申請書に次に掲げる図書を添えて、指定認定機関等に提出するものとする。

一・二 略

(型式部材等)

第十条の五の四 法第六十八条の十一第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の国土交通省令で定める型式部材等は、次に掲げるものとする。

- 一 令第三百三十六条の二の十一第一号に規定する門、塀、改良便槽、尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外の建築物の部分で、当該建築物の部分に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の三分の二以上であるもの

- 二 令第三百三十六条の二の十一第二号の表の各項に掲げる建築物の部分又は令第四百四十四条の二の表の各項に掲げる工作物の部分で、当該工作物の部分に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、据付工事に係る工程以外の工程が工場において行われるもの

(旅費の額)

第十条の五の十八 令第三百三十六条の二の十三の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（

(型式部材等)

第十条の五の四 法第六十八条の十一第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の国土交通省令で定める型式部材等は、次に掲げるものとする。

- 一 令第三百三十六条の二の九第一号に規定する門、塀、改良便槽、尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外の建築物の部分で、当該建築物の部分に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の三分の二以上であるもの

- 二 令第三百三十六条の二の九第二号の表の各項に掲げる建築物の部分又は令第四百四十四条の二の表の各項に掲げる工作物の部分で、当該工作物の部分に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、据付工事に係る工程以外の工程が工場において行われるもの

(旅費の額)

第十条の五の十八 令第三百三十六条の二の十一の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（

昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が六級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

別表一

(三)	(二)	(一)	
令第百三十六条の略	令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分のうち構造耐力上主要な部分を木造としたもの	令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分のうち構造耐力上主要な部分を鉄骨造としたもの	(イ)型式部材等 (ロ)製造設備
略	略	略	(ハ)検査
略	略	略	(ニ)検査設備

昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が六級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

別表一

(三)	(二)	(一)	
令第百三十六条の略	令第百三十六条の二の九第一号に掲げる建築物の部分のうち構造耐力上主要な部分を木造としたもの	令第百三十六条の二の九第一号に掲げる建築物の部分のうち構造耐力上主要な部分を鉄骨造としたもの	(イ)型式部材等 (ロ)製造設備
略	略	略	(ハ)検査
略	略	略	(ニ)検査設備

二の十一第一号に 略	令第三百三十六条の 略	(い)	別表三	(十四) ~ (五)	(四)	
				略	略	二の十一第一号に掲げる建築物の部分のうち構造耐力上主要な部分を鉄筋コンクリート造としたもの
				略	略	
				略	略	
				略	略	
略	略	(ろ)		略	略	

二の九第一号に掲 略	令第三百三十六条の 略	(い)	別表三	(十四) ~ (五)	(四)	
				略	略	二の九第一号に掲げる建築物の部分のうち構造耐力上主要な部分を鉄筋コンクリート造としたもの
				略	略	
				略	略	
				略	略	
略	略	(ろ)		略	略	

掲げる建築物の部		
分		
略		略

げる建築物の部分		
略		略

第二号様式（第一条の三、第二条、第三条関係）（A4）

第二号様式（第一条の三、第二条、第三条関係）（A4）

確認申請書（建築物）

確認申請書（建築物）

（第一面）～（第五面）（略）

（第一面）～（第五面）略

（注意）

（注意）

1. ～3. 略

1. ～3. 略

4. 第三面関係

4. 第三面関係

①～④ 略

①～⑪ 略

⑫ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。

⑫ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。

⑬ 略

⑬ 略

⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の

⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供

用に供する部分の床面積を記入してください。

- ⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積を記入してください。

- ⑯ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ホ」に住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。

- ⑰～⑳ 略
5.・6. 略

第五十号の十様式（第十条の五の十五関係）（A4）

略

型式部材等の種類	記号
建築基準法施行令第136条の2の11第1号に掲げる建築物の部分	略
略	略

第六十一号様式（第十条の十六関係）（A4）

する部分の床面積を記入してください。

- ⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積を記入してください。

- ⑯ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ホ」に住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。

- ⑰～⑳ 略
5.・6. 略

第五十号の十様式（第十条の五の十五関係）（A4）

略

型式部材等の種類	記号
建築基準法施行令第136条の2の9第1号に掲げる建築物の部分	A
略	略

第六十一号様式（第十条の十六関係）（A4）

認定申請書

(第一面)

(略)

(第二面)

(略)

(第三面)

(略)

(注意)

1. ・ 2. 略

3. 第二面関係

①～⑩ 略

⑫ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。

⑬ 略

⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を記入してください。

認定申請書

(第一面)

(略)

(第二面)

(略)

(第三面)

(略)

(注意)

1. ・ 2. 略

3. 第二面関係

①～⑩ 略

⑫ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。

⑬ 略

⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を記入してください。

<p>⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積を記入してください。</p> <p>⑯ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ホ」に住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。</p> <p>⑰～⑲ 略</p> <p>4. 略</p>	<p>⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積を記入してください。</p> <p>⑯ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ホ」に住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。</p> <p>⑰～⑲ 略</p> <p>4. 略</p>
<p>第六十一号の二様式（第十条の十六関係）（A4）</p> <p>許可申請書</p> <p>（第一面）</p> <p>（略）</p> <p>（第二面）</p> <p>（略）</p> <p>（第三面）</p> <p>（略）</p> <p>（注意）</p>	<p>第六十一号の二様式（第十条の十六関係）（A4）</p> <p>許可申請書</p> <p>（第一面）</p> <p>（略）</p> <p>（第二面）</p> <p>（略）</p> <p>（第三面）</p> <p>（略）</p> <p>（注意）</p>

1. ・ 2. 略

3. 第二面関係

①～⑩ 略

⑫ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。

⑬ 略

⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を記入してください。

⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積を記入してください。

⑯ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ホ」に住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。

1. ・ 2. 略

3. 第二面関係

①～④ 略

⑫ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。

⑬ 略

⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を記入してください。

⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積を記入してください。

⑯ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ホ」に住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。

<p>⑭～⑳ 略</p> <p>4. 略</p>	<p>⑭～⑳ 略</p> <p>4. 略</p>
<p>第六十五号様式（第十条の二十一関係）（A4）</p> <p>認定取消申請書</p> <p>（第一面）</p> <p>（略）</p> <p>（第二面）</p> <p>（略）</p> <p>（第三面）</p> <p>（略）</p> <p>（注意）</p> <p>1. ・ 2. 略</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～⑫ 略</p> <p>⑬ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。</p> <p>⑭ 略</p>	<p>第六十五号様式（第十条の二十一関係）（A4）</p> <p>認定取消申請書</p> <p>（第一面）</p> <p>（略）</p> <p>（第二面）</p> <p>（略）</p> <p>（第三面）</p> <p>（略）</p> <p>（注意）</p> <p>1. ・ 2. 略</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～⑫ 略</p> <p>⑬ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。</p> <p>⑭ 略</p>

<p>⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を記入してください。</p> <p>⑯ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積を記入してください。</p> <p>⑰ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ホ」に住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。</p> <p>⑱・⑲ 略</p> <p>4. 略</p>	<p>⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を記入してください。</p> <p>⑯ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積を記入してください。</p> <p>⑰ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ホ」に住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。</p> <p>⑱・⑲ 略</p> <p>4. 略</p>
<p>第六十五号の二様式（第十条の二十一関係）（A4） 許可取消申請書 （第一面） （略） （第二面） （略）</p>	<p>第六十五号の二様式（第十条の二十一関係）（A4） 許可取消申請書 （第一面） （略） （第二面） （略）</p>

(第三面)

(略)

(注意)

1. ・ 2. 略

3. 第二面関係

①～⑫ 略

⑬ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。

⑭ 略

⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率が定められた区域内においては、11欄の「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を記入してください。

⑯ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積を記入してください。

(第三面)

(略)

(注意)

1. ・ 2. 略

3. 第二面関係

①～⑫ 略

⑬ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。

⑭ 略

⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を記入してください。

⑯ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積を記入してください。

<p>⑰ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づき条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ホ」に住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。</p> <p>⑱・⑲ 略</p> <p>4. 略</p>	<p>⑰ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づき条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ホ」に住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。</p> <p>⑱・⑲ 略</p> <p>4. 略</p>
--	---

改 正 案	現 行
<p>（確認検査の方法）</p> <p>第二十三条 法第七十七条の二十四第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる確認又は検査に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認 次に定める方法</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 法第五十三条の二第三項（法第五十七条の二第三項、第六十七条の二第四項及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の適用がないとされる土地に建築する建築物の確認にあつては、現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面をもつて行うこと。</p> <p>ハ〜ワ 略</p> <p>カ 確認に係る建築物が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する</p>	<p>（確認検査の方法）</p> <p>第二十三条 法第七十七条の二十四第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる確認又は検査に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認 次に定める方法</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 法第五十三条の二第三項（法第五十七条の二第三項及び法第六十七条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の適用がないとされる土地に建築する建築物の確認にあつては、現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面をもつて行うこと。</p> <p>ハ〜ワ 略</p> <p>カ 確認に係る建築物が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二若しくは第六十八条の九の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。</p>

場合を含む。)又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をする場合においては、イ、ハ、ニ又はへに規定するもののほか、施行規則第一条の第三十三項の規定により特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則において定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図書をもって行うこと。

ヨ 略

二 法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条の二第一項の規定による確認 次に定める方法

イ〜ニ 略

ホ 確認に係る工作物が法第八十八条第一項において準用する法第四十条又は法第八十八条第二項において準用する法第四十九条から第五十条まで若しくは第六十八条の二第一項の規定に基づく条例(法第八十八条第二項において準用する法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。)

の規定に適合するものであることについての確認をする場合においては、施行規則第三条第六項の規定により、イ又はロの規定に定めるもののほか、特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則において定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図書をもって行うこと。

ヘ 略

三 略

又は第六十八条の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をする場合においては、イ、ハ、ニ又はへに規定するもののほか、施行規則第一条の第三十三項の規定により特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則において定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図書をもって行うこと。

ヨ 略

二 法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条の二第一項の規定による確認 次に定める方法

イ〜ニ 略

ホ 確認に係る工作物が法第八十八条第一項において準用する法第四十条又は法第八十八条第二項において準用する法第四十九条から第五十条まで若しくは第六十八条の二の規定に基づく条例(法第八十八条第二項において準用する法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。)の規定に適合するものであることについての確認をする場合においては、施行規則第三条第六項の規定により、イ又はロの規定に定めるもののほか、特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則において定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図書をもって行うこと。

ヘ 略

三 略

2 略

(指定認定機関に係る指定の区分)

第三十三条 (略)

2 前項各号に掲げる指定の申請は、次に掲げる建築物の部分又は工作物の部分の区分を明らかにして行うものとする。

一 令第三百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分

二 二十二 (略)

(認定等の方法)

第三十七条 法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 型式適合認定 次に定める方法に従い、認定員二名以上によって行うこと。

イ 施行規則第十条の五の二に規定する型式適合認定申請書及びその添付図書をもって、当該申請に係る建築物の部分又は工作物の部分ごとに、それぞれ令第三百三十六条の二の十一各号又は令第四百四十四条の二に掲げる一連の規定に適合しているかどうかについて審査を行うこと。

ロ 審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは令第三百三十六条の二の十一各号又は令第四百四十四条の二

2 略

(指定認定機関に係る指定の区分)

第三十三条 略

2 前項各号に掲げる指定の申請は、次に掲げる建築物の部分又は工作物の部分の区分を明らかにして行うものとする。

一 令第三百三十六条の二の九第一号に掲げる建築物の部分

二 二十二 略

(認定等の方法)

第三十七条 法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 型式適合認定 次に定める方法に従い、認定員二名以上によって行うこと。

イ 施行規則第十条の五の二に規定する型式適合認定申請書及びその添付図書をもって、当該申請に係る建築物の部分又は工作物の部分ごとに、それぞれ令第三百三十六条の二の九各号又は令第四百四十四条の二に掲げる一連の規定に適合しているかどうかについて審査を行うこと。

ロ 審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは令第三百三十六条の二の九各号又は令第四百四十四条の二に

に掲げる一連の規定に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うこと。

二略

(旅費の額)

第五十四条 令第三百三十六条の二の十六の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が六級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

掲げる一連の規定に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うこと。

二略

(旅費の額)

第五十四条 令第三百三十六条の二の十四の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が六級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

改 正 案	現 行
<p>（手数料の額） 第四十四条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる場合の手数料は、前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 既に建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>第百三十六</u>条の二の十一第一号に規定する建築物の部分に係る型式部材等製造者の認証を受けた者が、当該認証に係る技術的生産条件で製造をする住宅である型式住宅部分等につき型式住宅部分等製造者の認証を受けようとする場合 申請一件につき二万五千円</p> <p>四〇六 略</p> <p>三・四 略</p>	<p>（手数料の額） 第四十四条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる場合の手数料は、前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 既に建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>第百三十六</u>条の二の九第一号に規定する建築物の部分に係る型式部材等製造者の認証を受けた者が、当該認証に係る技術的生産条件で製造をする住宅である型式住宅部分等につき型式住宅部分等製造者の認証を受けようとする場合 申請一件につき二万五千円</p> <p>四〇六 略</p> <p>三・四 略</p>

改 正 案

現 行

（建政部の所掌事務）
 第七条 建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十五 略

二十六 景観法（平成十六年法律第百十号）の規定による良好な景観の形成に關し必要な勧告、助言又は援助に關すること（他部の所掌に属するものを除く。）。

二十七 四十六 略

（都市調整官）

第三十九条 建政部に、都市調整官一人を置く。

2 都市調整官は、命を受けて、都市計画、土地区画整理事業、市街地再開発事業、都市公園、下水道その他の都市の整備、開発及び保全に關する事務（防災街区整備事業に關するもの及び住宅調整官が整理するものを除き、関東地方整備局、中部地方整備局及び近畿地方整備局にあつては、公園調整官が整理するものを除く。）、防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に關する法律（平成九年法律第四十九号）第三十条に規定する防災都市施設をいう。以下同じ。）の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に關する事務並びに第七條第十九号、第二十号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十七号に掲げる事務で重要事項に關するものを整理する。

（住宅調整官）

第四十一条 建政部に、住宅調整官一人を置く。

2 住宅調整官は、命を受けて、宅地、住宅、建築及び市街地再開発事

（建政部の所掌事務）
 第七条 建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十五 略

二十六 四十五 略

（都市調整官）

第三十九条 建政部に、都市調整官一人を置く。

2 都市調整官は、命を受けて、都市計画、土地区画整理事業、市街地再開発事業、都市公園、下水道その他の都市の整備、開発及び保全に關する事務（防災街区整備事業に關するもの及び住宅調整官が整理するものを除き、関東地方整備局、中部地方整備局及び近畿地方整備局にあつては、公園調整官が整理するものを除く。）、防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に關する法律（平成九年法律第四十九号）第三十条に規定する防災都市施設をいう。以下同じ。）の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に關する事務並びに第七條第十九号、第二十号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十六号に掲げる事務で重要事項に關するものを整理する。

（住宅調整官）

第四十一条 建政部に、住宅調整官一人を置く。

2 住宅調整官は、命を受けて、宅地、住宅、建築及び市街地再開発事

業（個人施行者、市街地再開発組合、防災街区計画整備組合及び地方住宅供給公社が施行するもの（都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものを除く。）に限る。）に関する事務（第七条 第二十七号に掲げる事務を除く。）並びに防災街区整備事業に関する事務（都市調整官が整理するものを除く。）で重要事項に関するものを整理する。

（計画・建設産業課の所掌事務）

第八十一条 計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一〇 略

二十一 景観法の規定による良好な景観の形成に関し必要な勧告、助言又は援助に関すること（他部及び都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

二十二 一〇 略

（計画管理課の所掌事務）

第八十二条 計画管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 前条第一号、第二号、第十四号から第十九号まで、第二十三号及び第二十五号に掲げる事務に関すること。

二・三 略

四 景観法の規定による良好な景観の形成に関し必要な勧告、助言又は援助に関すること（他部並びに都市整備課及び住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

五 一〇 略

（都市・住宅整備課の所掌事務）

第八十四条 都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一〇 略

業（個人施行者、市街地再開発組合、防災街区計画整備組合及び地方住宅供給公社が施行するもの（都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものを除く。）に限る。）に関する事務（第七条 第二十六号に掲げる事務を除く。）並びに防災街区整備事業に関する事務（都市調整官が整理するものを除く。）で重要事項に関するものを整理する。

（計画・建設産業課の所掌事務）

第八十一条 計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一〇 略

二十一 一〇 略

（計画管理課の所掌事務）

第八十二条 計画管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 前条第一号、第二号、第十四号から第十九号まで、第二十二号及び第二十四号に掲げる事務に関すること。

二・三 略

四 一〇 略

（都市・住宅整備課の所掌事務）

第八十四条 都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一〇 略

五 景観法の規定による良好な景観の形成に関し必要な勧告、助言又は援助に関する事務のうち、技術的事項及び助成に関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。

六 二十四 略

（都市整備課の所掌事務）

第八十五条 都市整備課は、前条第四号から第十九号まで（第五号、第七号（防災街区整備事業に関するものを除く。）及び第十七号）については、住宅整備課の所掌に属するものを除く。）に掲げる事務並びに防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関する事務をつかさどる。

（住宅整備課の所掌事務）

第八十六条 住宅整備課は、第八十四条第一号から第三号まで、第七号（個人施行者、市街地再開発組合、防災街区計画整備組合及び地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業（都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものを除く。）に関するもの並びに防災街区整備事業に関するもの（都市整備課の所掌に属するものを除く。）に限る。）、第十七号（建築士に関する工場に係る措置に関するものに限る。）及び第二十号から第二十四号までに掲げる事務をつかさどる。

五 二十三 略

（都市整備課の所掌事務）

第八十五条 都市整備課は、前条第四号から第十八号まで（第六号（防災街区整備事業に関するものを除く。）及び第十六号）については、住宅整備課の所掌に属するものを除く。）に掲げる事務並びに防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関する事務をつかさどる。

（住宅整備課の所掌事務）

第八十六条 住宅整備課は、第八十四条第一号から第三号まで、第六号（個人施行者、市街地再開発組合、防災街区計画整備組合及び地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業（都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものを除く。）に関するもの並びに防災街区整備事業に関するもの（都市整備課の所掌に属するものを除く。）に限る。）、第十六号（建築士に関する工場に係る措置に関するものに限る。）及び第十九号から第二十三号までに掲げる事務をつかさどる。

改 正 案

現 行

（事業振興部の所掌事務）
 第二条 事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 略

五 景観法（平成十六年法律第百十号）の規定による良好な景観の形成に関し必要な勧告、助言又は援助に関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。

六 五十一 略

（都市住宅課の所掌事務）

第三十四条 都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 略

五 景観法の規定による良好な景観の形成に関し必要な勧告、助言又は援助に関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。

六 二十三 略

（都市事業管理官及びまちづくり事業推進官）

第四十条 略

2 都市事業管理官は、第三十四条第四号から第十七号までに掲げる事務（個人施行者、市街地再開発組合、防災街区計画整備組合及び地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業（都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものを除く。）並びに防災街区整備事業に関するものを除く。）並びに防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十条に規定する防

（事業振興部の所掌事務）
 第二条 事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 略

五 五十 略

（都市住宅課の所掌事務）

第三十四条 都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 略

五 二十二 略

（都市事業管理官及びまちづくり事業推進官）

第四十条 略

2 都市事業管理官は、第三十四条第四号から第十六号までに掲げる事務（個人施行者、市街地再開発組合、防災街区計画整備組合及び地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業（都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものを除く。）並びに防災街区整備事業に関するものを除く。）並びに防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十条に規定する防

3
略
災都市施設をいう。）の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に
関する事務で技術に関するものをつかさどる。

3
略
災都市施設をいう。）の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に
関する事務で技術に関するものをつかさどる。